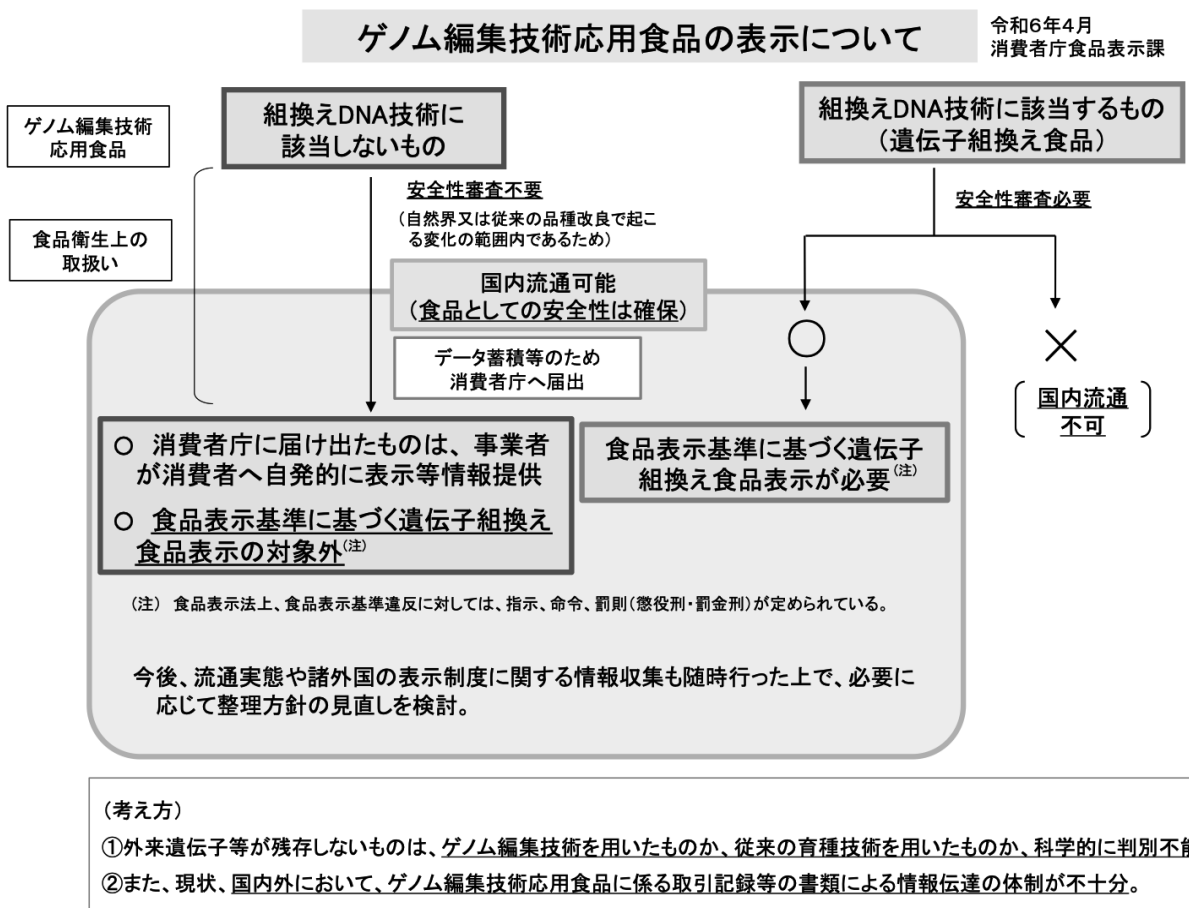


2026 年度
一般推薦，社会人Ⅰ期，帰国生Ⅰ期，外国人留学生入試（社会環境学部）
小論文（100 点，90 分）

次の文章を読んで，最後の問題に答えなさい。

近年，ゲノム編集技術を利用した品種改良（育種）が行われ，ゲノム編集技術応用食品が開発されている。このうち組換え DNA 技術に該当するものは，安全性審査に合格した食品が遺伝子組換え食品として国内流通が可能になる。一方，組換え DNA 技術に該当しないものについては，安全性審査は不要で遺伝子組換え食品表示の対象外である。（下図参照）



出典：消費者庁 ゲノム編集技術応用食品の表示に係る考え方

消費者の中には、ゲノム編集技術応用食品について組換え DNA 技術に該当するかしないかに関わらず、その旨を表示すべきだとの声がある。その多くは DNA 組換え技術に該当しなくても、ゲノム編集技術応用食品を食べたくないと思っており、それがわからないのは消費者が食べる食品の選択の自由を奪うことになる問題提起している。

問題：現在のゲノム編集技術応用食品の「組換え DNA 技術に該当しないもの」の表示について、賛成か反対かあなたの立場を明確にし、その理由を 800～1,000 字で述べなさい。